
佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会
第4回資料③
—上下水道ビジョン体系案について—

平成27年10月6日

佐倉市 上下水道部 事業管理課

目次

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 第3回懇話会で頂いたご意見と対応方針 | 2頁 |
| 2. 上下水道ビジョンの施策体系について | 4頁 |

1. 第3回懇話会で頂いたご意見と対応方針

(1) 第3回懇話会で頂いたご意見と対応方針

主な意見	対応方針(案)
①たたき台の「持続」では関連する施策が施設改修などに限定されていたが、新水道ビジョン(厚生労働省)の「持続」概念は、もう少し広いのではないか。	「持続」は基本理念で用いる用語とし、「持続」と「強靱」の定義を以下のように変えて、基本施策の「持続」を「強靱」に置き換える。 <ul style="list-style-type: none">・ 持続…施設のほか経営も含む広い概念。(基本理念でのみ使用)・ 強靱…施設(4条収支)に関わるもので、平時の「更新」及び対災害の「耐震化」双方を含むもの。
②「水循環」の用語は先進的で良いが、広い概念なので、他の行政活動領域への影響が懸念される。	影響範囲を水道・下水道事業に限定し、「水循環」の用語は基本方針に留めた。
③お客様(住民)との連携は、浸水対策等他の複数の基本施策にも関わるものである。また「協働」という表現もよいのではないか。	お客様(住民)との連携は、具体的な個別の実施事業を検討する際に考慮していく。 「協働」は、主に「行政と住民との関係」において用いられる用語である。水道・下水道事業体は「サービスの提供主体」と位置づけ、企業とお客様との関係と考慮、「協働」という表現は原則用いない。
④災害時「水源」の確保はやや狭義な感がある。応急給水等の施策も含むべきでは。	基本施策を「危機管理体制の強化」と「非常時給水の維持」に見直す。
⑤「環境」に、再生エネルギーの活用等を入れてもよいのではないか。(「経営」でも可)	具体的な事業の中に、再生エネルギーに関するものを盛り込めないか検討する。 採算が合わない可能性もあるため、「経営」ではなく「環境」に位置づける。

2. 上下水道ビジョンの施策体系について

(1) 上下水道ビジョンの基本的な考え方

■ ビジョン策定に当たっての基本的な考え方

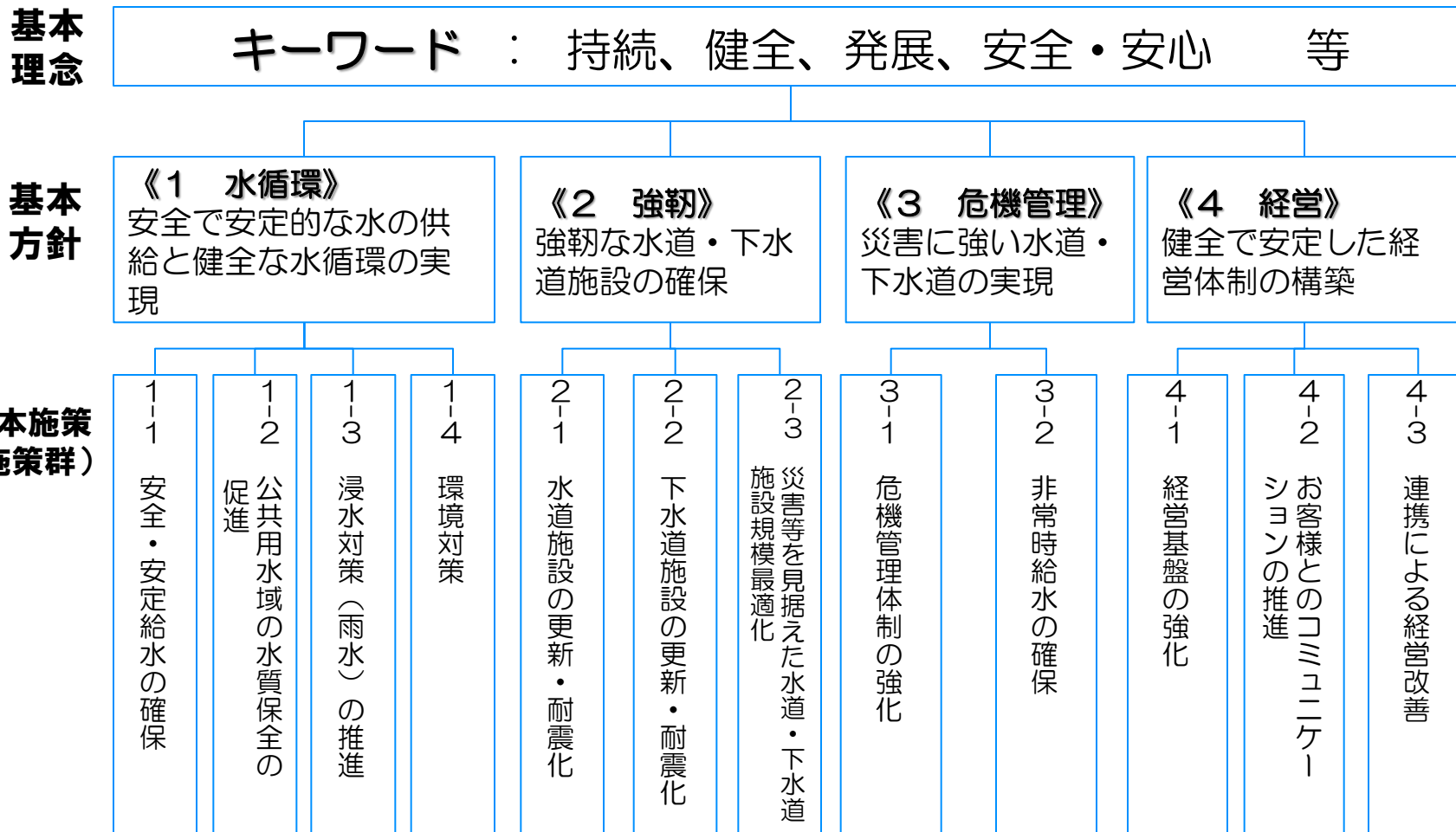
- 人口減少社会等の経営環境の変化を踏まえたビジョンとする。
- 水道・下水道が、社会インフラとして今後も持続的であるために求められる具体的な施策を明確にする。
- 限られた経営資源を有効活用するために、重点的に取り組むべき事項を明確にする。
- 施策の実施に当たっては、周辺事業者のほか、民間企業やお客様(住民)との連携の可能性を積極的に検討する。

■ 「基本理念」キーワードのイメージ

キーワード	考え方のイメージ
健全	水道・下水道が、優れた水循環・水環境の創造に貢献していること。 水道・下水道が、社会インフラとして持続可能であること。
持続	公益事業として、安定的な経営が行われていること。 水道・下水道施設が、地震等の災害にも負けない強靭さを有していること。
発展	「人口減少社会」「維持管理の時代」というこれまでと異なる経営環境に対応するために、経営のあり方を時代に即した形に変化させていくこと。
安全・安心	いつでも・どこでも・誰にでも、健康で文化的な生活を送ることができる水の利用環境が提供されていること。

(2) 上下水道ビジョンの施策体系案

- 上下水道ビジョンの施策体系案は、以下のとおりです。



(3) 基本方針の考え方

①「水循環」 1-1 安全・安定給水の確保

- 基本方針「水循環」の基本施策「1-1 安全・安定給水の確保」の主な取組内容は、以下のとおりです。
- 主な取組内容は、(1) 水道水の安全確保、(2) 安定給水の確保、(3) 水道施設の適切な維持管理、の3つです。

《1 水循環》

安全で安定的な水の供給と健全な水循環の実現

基本施策	主な取組内容
1-1 安全・安定 給水の確保	<p>(1) 水道水の安全確保</p> <p>水源から蛇口までの水道事業の事業領域において水の安全性評価・管理のための「水安全計画」の策定や水質検査体制の維持を図るとともに、蛇口等の給水部分の直結化や貯水槽管理の適正化等、お客様が管理される領域にも積極的に関与することで、さらなる水道水の安全確保を推進します。</p> <p>【主要項目】 ア) 水安全計画の策定 イ) 信頼性の高い水質検査体制の維持 ウ) 直結給水の拡大検討 エ) 小規模貯水槽の適正管理</p>
	<p>(2) 安定給水の確保</p> <p>井戸から受水へと水源の大幅な変更を踏まえて、水需要の適切な予測に基づく受水費負担の抑制を進めるとともに、費用対効果を勘案した水道未普及地域対策を検討し、市内の安定給水確保を推進します。</p> <p>【主要項目】 ア) 水資源の確保と計画的な浄水確保 イ) 水道未普及地域への給水検討</p>
	<p>(3) 水道施設の適切な維持管理</p> <p>施設建設の時代から維持管理の時代への転換を踏まえ、「漏水対策」や「管洗浄」等を充実させるほか、水道施設の維持管理に情報システムを積極的に活用し、「予防保全」の考え方に基づく施設の維持管理を推進します。</p> <p>【主要項目】 ア) 漏水対策の推進 イ) 浄水場の適切な維持管理 ウ) 管洗浄の推進 エ) 水道施設管理システムの充実</p>

(3) 基本方針の考え方

①「水循環」 1-2公共用水域の水質保全の促進

- 基本方針「水循環」の基本施策「1-2公共用水域の水質保全の促進」の主な取組内容は、以下のとおりです。
- 主な取組内容は、(1)生活排水対策の推進、(2)計画的な汚水処理、(3)下水道施設の適切な維持管理の3つです。

《1 水循環》

安全で安定的な水の供給と健全な水循環の実現

基本施策	主な取組内容
1-2 公共用水域 の水質保全 の促進	<p>(1) 生活排水対策の推進</p> <p>供用区域内で公共下水道に接続していない方への接続勧奨、処理水量の的確な予測に基づく流域下水道維持管理負担金の適正管理、費用対効果を勘案した公共下水道未整備地域への対応策の検討等の生活排水対策を推進します。</p> <p>【主要項目】 ア) 公共下水道未整備地域への対応検討 イ) 効率的な汚水処理 ウ) 下水道の普及促進の強化 エ) 排水規制(水質指導)の指導徹底 オ) 奨励金制度の周知</p>
	<p>(2) 計画的な汚水処理</p> <p>市内の公共下水道の整備が一段落したことを踏まえ、公共下水道以外の農業集落排水事業や合併浄化槽も含めた総合的な汚水処理方針について、汚水適正処理構想及び下水道事業計画の下で計画的に推進します。</p> <p>【主要項目】 ア) 汚水適正処理構想の進捗管理 イ) 下水道事業計画の適正化 ウ) 農業集落排水の公共下水道への接続検討</p>
	<p>(3) 下水道施設の適切な維持管理</p> <p>施設建設の時代から維持管理の時代への転換を踏まえ、点検調査の充実や、集中管理システム・公共下水道事業計画図の電子化等情報システムを積極的に活用し、「予防保全」の考え方に基づく施設の維持管理を推進します。</p> <p>【主要項目】 ア) 下水道管点検調査の充実 イ) 中継ポンプ場等の維持管理 ウ) 集中管理システムの導入 エ) 公共下水道事業計画図電子化 オ) 不明水対策の推進</p>

(3) 基本方針の考え方

①「水循環」 1-3浸水対策の推進 1-4環境対策

- 基本方針「水循環」の基本施策「1-3浸水対策の推進」及び「1-4環境対策」の主な取組内容は、以下のとおりです。
- ゲリラ豪雨等が頻発する近年の気象状況や、污水施設の普及が一段落した現状を踏まえ、ビジョン期間中は浸水対策の推進に重点的に取り組めます。

《1 水循環》

安全で安定的な水の供給と健全な水循環の実現

基本施策	主な取組内容	
1-3 浸水対策の 推進	重点施策 (1) 浸水対策の推進	近年頻発する浸水被害や平成27年度の下水道法改正の経緯を踏まえ、雨水施設を重点的に整備・改修を推進するとともに、ハザードマップによる浸水被害予測の公表や雨水浸透設備の普及啓発を進め、住民による浸水対策の取組に対する支援を推進します。 【主要項目】 ア) 計画的な雨水施設の改修、整備の実施 イ) 雨水施設の適切な維持管理 ウ) 内水ハザードマップの整備と公表 エ) 雨水貯留浸透施設の普及促進
1-4 環境対策	(1) 環境対策の推進	省エネルギー設備導入や資源リサイクルを推進し、事業経営に伴う環境負荷を低減するほか、住民への出前講座や施設見学を実施し、佐倉市をとりまく上流域から下流域までの水循環に対する住民の意識啓発を推進します。 【主要項目】 ア) エネルギー消費量の削減 イ) 建設副産物のリサイクル ウ) 健全な水循環づくりに向けた活動の推進 エ) 環境に配慮したエネルギーの研究

(3) 基本方針の考え方

②「強靱」

- 基本方針「強靱」の基本施策と主な取組内容は、以下のとおりです。
- 地震等の災害に負けない強靱な施設を実現するため、ビジョン期間中は、水道・下水道施設の更新・耐震化に重点的に取り組めます。

《2 強靱》

強靱な水道・下水道施設の確保

基本施策	主な取組内容	
<p>重点施策</p> <p>2-1 水道施設の更新・耐震化</p>	<p>(1) 管路の更新・耐震化</p>	<p>水道施設耐震化計画に基づき、水道管路の更新と耐震化を進めます。 【主要項目】 ア) 管路の更新・耐震化</p>
	<p>(2) 施設整備の更新・耐震化</p>	<p>水道施設耐震化計画に基づき、浄水場等の水道施設の更新と耐震化を進めます。 【主要項目】 ア) 施設(浄水場等)の更新・耐震化</p>
<p>重点施策</p> <p>2-2 下水道施設の更新・耐震化</p>	<p>(1) 管きよの更新・耐震化</p>	<p>長寿命化計画に基づき、下水道管きよの長寿命化を進めます。 【主要項目】 ア) 管きよの長寿命化対策の推進</p>
	<p>(2) 施設整備の更新・耐震化</p>	<p>中継ポンプ場等の下水道施設の更新と耐震化を進めます。 【主要項目】 ア) 施設(中継ポンプ場等)の更新、耐震化</p>
	<p>(3) 計画的な耐震化の促進</p>	<p>下水道施設全般の耐震化を進めるため、総合地震対策計画を策定します。 【主要項目】 ア) 総合地震対策計画の策定</p>
<p>2-3 災害を見据えた水道・下水道施設規模最適化</p>	<p>(1) 水道・下水道施設規模の最適化</p>	<p>人口減少や水源の見直しを踏まえ、維持管理コストの抑制及び少人数体制下における災害時対応力を維持するため、ダウンサイジングや施設再編による水道・下水道施設規模の最適化を推進します。 【主要項目】 ア) 水道施設規模の最適化促進 イ) 下水道施設規模の最適化促進</p>
	<p>(2) 予防保全を見据えた資産管理の最適化</p>	<p>水道・下水道施設全般の現状を定期的に評価し、最適な維持・更新方法を検討するための「アセットマネジメント」の仕組みを導入・運用します。 【主要項目】 ア) アセットマネジメントの導入及び運用</p>

(3) 基本方針の考え方

③「危機管理」

- 基本方針「危機管理」の基本施策と主な取組内容は、以下のとおりです。
- ビジョン期間中は、施設の耐震化(基本方針「強靱」)に加え、平時から、危機管理体制等のソフト面の対応力向上に重点的に取り組めます。

《3 危機管理》

災害に強い水道・下水道の実現

基本施策	主な取組内容	
3-1 危機管理体制の強化	重点施策 (1) 平時からの備えの充実	災害等の発生時に備え、総合危機管理計画を策定し、災害訓練の実施及び災害用資機材の充実等を進め、PDCAサイクルによる総合的な危機管理能力の向上を推進します。 【主要項目】 ア)水道事業・下水道事業総合危機管理計画の策定 イ)災害訓練の実施 ウ)災害用資機材の充実
	(2) 災害に強い水道システムの構築	管理の効率化や被害の最小限化、事故時の迅速な復旧等のため、配水区域を複数の区域(ブロック)に分割して管理する配水ブロック化を進めます。 【主要項目】 ア)水道管の配水ブロック化の推進
3-2 非常時給水の確保	(1) 非常時給水の確保	水源見直しの対象となった井戸を非常時用のバックアップ水源として活用するため、必要な維持管理・水質管理を推進します。 【主要項目】 ア)災害時等における水源確保 イ)防災井戸の機能維持及び水質管理体制の充実

(3) 基本方針の考え方

④「経営」 4-1 経営基盤の強化 4-2 お客様とのコミュニケーションの推進

- 基本方針「経営」の基本施策と主な取組内容は、以下のとおりです。
- ビジョン期間中は、人口減少社会の到来に備え、経営の持続性を維持するための経営基盤の強化に重点的に取り組みます。

《4 経営》

健全で安定した経営体制の構築

基本施策	主な取組内容	
4-1 経営基盤の強化	重点施策 (1) 持続可能な料金・使用料等の確保	人口減少社会の到来に備え、経営状況を定期的に評価し、持続可能な料金・使用料を確保するための仕組みづくりを推進します。 【主要項目】 ア) 定期的な経営診断の実施 イ) 滞納整理の強化
	(2) 効率的な事業運営の推進	ヒト(職員の専門性向上)、モノ(遊休施設の有効活用)、カネ(上下一体組織の強みを活かした経費削減)の3つの経営資源を有効活用し、より効率的な事業運営を推進します。 【主要項目】 ア) 遊休施設の有効活用 イ) 経費の削減 ウ) 専門人材の育成
4-2 お客様とのコミュニケーションの推進	(1) 広報広聴活動の推進	広報等によるお客様への情報提供(市→お客様)、アンケートによるお客様の声の把握(お客様→市)、サポーター制度によるお客様との対話(市⇄お客様)を充実させ、お客様の声を経営に活かす仕組みづくりを推進します。 【主要項目】 ア) 広報、HP等の充実 イ) 定期的なお客様アンケートの実施 ウ) サポーター制度の検討
	(2) お客様の利便性向上	料金等のお支払や問い合わせ窓口等、お客様との接点のあり方を見直し、より利便性の高いサービスの提供を推進します。 【主要項目】 ア) 支払方法の検討 イ) 利便性の高いサービスの推進

(3) 基本方針の考え方

④「経営」 4-3連携による経営改善

- 基本方針「経営」の基本施策と主な取組内容は、以下のとおりです。
- ビジョン期間中は、人口減少社会の到来に備え、経営の持続性を維持するための経営基盤の強化に重点的に取り組みます。

《4 経営》

健全で安定した経営体制の構築

基本施策	主な取組内容	
4-3 連携による 経営改善	(1) 官民連携による経営改善	水道・下水道に係る公の責務を果たしつつ民間活力を事業経営に積極的に活用するため、官の担う業務領域と民の担う業務領域の考え方や、事業運営権を大幅に民に移すコンセッション方式等の様々な官民連携手法の活用可能性等について、調査研究を進めます。 【主要項目】 ア) 委託業務の拡大等の調査研究 イ) 公民連携手法(導入)の調査研究
	(2) 広域連携の調査研究	人口減少は近隣事業体にも共通の経営課題であることから、共同発注等による効率化・持続性の向上等、各事業体がWin-Winの関係になる広域連携の方法について調査研究を進めます。 【主要項目】 ア) システムの共同発注の調査研究 イ) 事業統合に向けた調査研究